平成２１年（フ）第１９１１号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目25番地２
債務者　砂賀　正好
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９６７号
横浜市緑区東本郷１丁目10番16号　鴨居ヶ丘ハイム101号
債務者　浅沼　良雄
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０２０号
横浜市緑区長津田みなみ台５丁目19番地７　プロシード201号
債務者　遠藤　智枝
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６４号
愛知県岡崎市橋目町字御小屋西122番地１　プリンス800寮　108
債務者　滝野　貴広
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
香川県綾歌郡宇多津町2556番地３
債務者　古林　英志
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午前11時20分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１５１号
香川県綾歌郡宇多津町2556番地３
債務者　古林　千春
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午前11時20分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１５３号
香川県丸亀市土器町東６丁目52番地　青山ハイツ602号
債務者　谷　　秀樹
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午前11時10分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１９２２号
横浜市港南区笹下２丁目１番19号　関ハイム101、申立時の住所横浜市港南区笹下２丁目19番８号　ハイツタカハシ105
債務者　進藤　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９５５号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目47番地の10
債務者　清水　誠司
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１９号
岡山市北区中井町２丁目３番43号
債務者　小村　恭也
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１号
新潟県佐渡市千種45番地４
債務者　植村千代子（旧姓仲川）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第１０２号
長野県佐久市中込3176番地１　フォーブルＦＮＹ103号
債務者　小池　正寿
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１０６号
長野県佐久市長土呂559番地13
債務者　小林　沙織
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第４９２号
岡山市中区高屋385番地14
債務者　三上　克美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９３号
岡山市中区高屋385番地14
債務者　三上　晴美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部